

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年9月16日
照会部署名 中部ブロック本部厚生年金適用支援G
照会担当者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援G長) 栗本 孝広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 瀬上

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000	本部受付番号 No.2011-341
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休中における満額補償される給与の判断について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

昭和50年3月29日保険発第25号・府保険発第8号通知（以下「昭和50年通知」）

昭和36年1月26日保発第4号通知（以下「昭和36年通知」）

昭和37年6月28日保険発第71号通知（以下「昭和37年通知」）

平成22年12月15日【厚年指2010-410】一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指示・依頼）

【疑義照会No.2010-178】レイオフ期間中の月額変更届について

【疑義照会No.2010-660】一時帰休中の月額変更届について

(内容)

疑義照会No.2010-178において、事業主の責により被保険者を休業させているにも係らず満額の給与が補償されている場合は、「厚生年金保険法上の一時帰休には該当しない」と示されているが、満額の給与とは具体的に何を示すのか。

つまり、基本給が100%支払われている状況下において、以下のいずれの手当てが支払われていない場合が昭和50年通知にいう「低額な休業手当等」が支払われている場合に該当するのか、ご教示いただきたい。

- ①役職手当 支給無し
- ②通勤手当 支給無し
- ③残業手当 支給無し

<対応案>

【厚年指2010-410】において、「休業手当等は基本給と諸手当等を含んだ考え方であり、休業手当等が支払われる月の報酬の総額と該当していたならば受けられるであろう報酬（休業手当等が支払われる前の報酬の総額）と比較して、低額かどうかを判断すること。」と示されている。

ここでいう休業手当等は、昭和50年通知において「労働基準法第26条の規定に基づく休業手当又は労働協約等に基づく報酬」のことを指し、疑義照会No.2010-660にも示されているとおり、休業手当等とは、昭和36年通知及び昭和37年通知における「休職給」又は「低額な休職給」の一部であるものと思料する。

この「休職給」について、昭和37年通知において、「休職給とは、通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与」とされており、「稼動実績に比例して報酬が定められている場合において、病気休業中稼働が減じたため給与が減じた場合におけるその給与は、休職給に該当しない」と示されている。

したがって、昭和50年通知においても同様であり、【厚年指2010-410】にいう「諸手当等」はあくまで稼動実績に比例しない固定的賃金のことを指すのであるから、事例のケースについては①の支給が無い場合のみ「低額な休業手当等」が支払われている場合に該当するものと思料する。

のことから、【厚年指2010-410】において、諸手当等の例として「通勤手当」を示されているが、昭和37年通知に照らし合わせると稼動実績に比例する手当と考えられ、【厚年指2010-410】の記載内容に疑義が生じたため、照会するものである。

(本部回答)

一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の取扱いについては、昭和50年3月29日付け保険発第25号・府保険発第8号通知（以下「50年通知」という。）により、一時帰休という特別措置的な給与払いに対応する取扱いが示されており、その場合における標準報酬の決定及び改定については、低額な休業手当等が支払われることとなった場合に限定されている。

今回のご照会の内容は、この低額な休業手当等に該当するかどうかということであり、この判断については50年通知にも示されているとおり、就労していたならば受けられるべき報酬よりも低額となるか否かで判断することとなる。

なお、この就労していたならば受けられるべき報酬とは、あくまで、所定労働時間就労していたならば受けられるべき報酬を指すこととなる。よって、①役職手当及び②通勤手当については、就労していたならば受けられるべき報酬と解すことができるため、一時帰休により支給がない場合は、低額な休業手当等に該当するが、③残業手当については時間外労働を行った場合に初めて受けられる報酬であり、就労していたならば受けられるべき報酬ということはできないため、低額な休業手当等に該当しないこととなる。

回答日 平成23年 9月20日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村

(回答提供先)

○					○
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保協会	年金局	HP 掲載